

# 歯科矯正

## 1. 歯科矯正

### 1) 算定の原則

- ① 歯科矯正は、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常または別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していると都道府県社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前後における療養に限り保険診療の対象とする。
- ② 顎変形症の手術とは、障害者自立支援法施行規則第36条第1号および第2号に規定する医療について、障害者自立支援法第59条第1項に規定する道知事の指定を受けた医療機関において行われる顎変形症の手術をいう。
- ③ 歯科矯正の費用は、「保険医療材料料を含む」と規定されている場合を除き保険医療材料料を合算して算定する。
- ④ 印象採得、咬合採得および装着については、それぞれの診療行為を行った日に算定する。
- ⑤ 歯科矯正料の項に掲げられていない歯科矯正のうち、特殊な歯科矯正の歯科矯正料は、その都度北海道社会保険事務局に相談し、最も近似する歯科矯正として準用が通知された算定方法により算定する。
- ⑥ 歯科矯正では患者が任意に診療を中止し、1ヵ月を経過した後、再び同一症状または同一病名で受診した場合も初診料は算定できない。
- ⑦ 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、唇顎口蓋裂、Golden har症候群、鎖骨、頭蓋異骨症、Crouzon症候群、Treacher-Collins症候群、Pierre Robin症候群、Down症候群、Russell-Silver症候群、Turner症候群、Beckwith-Wiedemann症候群、尖頭合指症（Apert症候群）をいうものである。
- ⑧ 軟組織に限局する唇顎口蓋裂などの先天異常の患者の場合においては、咬合異常が先天異常に起因することが明確である場合に限り歯科矯正の対象とする。
- ⑨ 別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に対する歯科矯正の療養は、当該疾患に係る育成医療および更生医療を担当する医療機関からの情報提供に基づき連携して行われるものである。

## レセプト記載

### 2) 診断料

#### 1 歯科矯正診断料

1,500点

保険医療材料を含む

- 歯科矯正の病名の記載に当たっては、病名は主要な咬合異常の状態を記載し、併せて唇顎口蓋裂の裂型（顎変形症にあつては、頭蓋に対する上下顎骨相対的位置関係の分類）等を記載する事。
- 歯科矯正診断料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとし、北海道社会保険事務局長に届け出を行った医療機関に限り算定できる。
  - ① 歯科矯正診断料は、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常が認められる患者の口腔状態、顎骨の形態、成長および発育等を分析し、これらの分析結果と過去に行った治療内容の評価と併せて可及的に長期的な予測を行い、治療計画書を作成し、患者に内容を説明のうえ当該治療計画の内容を文書により提供し、写しをカルテに添付した場合に算定する。
  - ② 歯科矯正診断料は、口腔内写真、顔面写真等による評価および歯科矯正セファログラム等による評価を併せて行った場合に算定する。なお、歯科矯正セファログラムおよび模型調整の費用は別に算定できる。
  - ③ 患者に交付する治療計画書は、次に掲げる内容を含むものである。
    - a 全身性疾患の診断名、病状および所見
    - b 口腔領域の症状・所見（咬合異常の分類、唇顎口蓋裂がある場合は裂型、口腔の生理的機能の状態等）およびヘルマンの咬合発育段階等の歯年齢等
    - c 歯科矯正の治療として採用すべき療法、開始時期および療養上の指導内容等
    - d 保険医療機関名、担当保険医氏名等
  - ④ 患者に交付した文書の写しをカルテに添付すること。
  - ⑤ 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、保定を開始したとき、各々につき1回に限り算定する。
  - ⑥ 歯科矯正診断料を算定した後、算定した日から起算して6カ月以内の場合ならびにセファログラムおよび歯列弓の分析を行わなかった場合には、歯科矯正診断料は算定できない。
  - ⑦ 歯科矯正診断料の算定に係る歯列矯正は、歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師および別に厚生労働大臣が定める疾患に係る育成医療および更生医療を担当する医師等との十分な連携を図り行われるべきものである。

2 顎口腔機能診断料  
2,300点

- ① 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして北海道社会保険事務局長に届出を行った保険医療機関に限り算定できる。
- ② 離断等の手術を必要とする患者（顎変形症または別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常の患者に限る。）の口腔状態、顎骨の形態、成長および発育等を分析し、これらの分析結果、顎口腔機能の分析結果および既に行った治療内容の評価を可及的に長期的な予測を行って治療計画書を作成し、患者に内容を説明のうえ治療計画の内容を文書により提供した場合に算定する。患者に交付した文書の写しはカルテに添付すること。
- ③ 顎口腔機能分析は咀嚼筋筋電図、下顎運動などの検査、口腔内写真、顔面写真などによる評価、予測模型および歯科矯正セファログラムなどによる評価などを併せて評価する。なお、歯科矯正セファログラムおよび模型調整の費用は別に算定できる。また、カルテに、症状および所見、口腔領域の症状および所見、療法名、一連の指導計画、指導内容、患者説明用に実際に使用した資料の種類および内容等を記載すること。
- ④ 患者への情報提供文書には次の内容を含むものをいう。
  - 1) 全身性疾患の診断名、症状および所見
  - 2) 口腔領域の症状および所見（咬合異常の分類、唇顎口蓋裂がある場合は裂型、口腔の生理的機能の状態、頭蓋に対する上下顎骨の相対的位置関係の分類など）およびHellmannの歯年齢など
  - 3) 歯科矯正の治療として採用すべき療法、開始時期および療養上の指導内容など
  - 4) 歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関および口腔に関する医療を担当する保険医療機関が共同して作成した手術予定など年月日を含む治療計画書、計画策定および変更年月日など
  - 5) 障害者自立支援法の指定を受けた医療機関である顎離断手術などの口腔に関する医療を担当する保険医療機関名および担当保険医氏名
  - 6) 歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関名および担当保険医氏名
- ⑤ 顎口腔機能診断料の算定日から6カ月以内および歯科矯正セファログラムに基づく分析および歯列弓の分析を行わなかった場合は算定できない。顎口腔機能診断料の算定に係わる歯科矯正および顎離断などの手術は厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、北海道社会保険事務局長に届け出た保険医療機関で実施される歯科矯正を担当する歯科医師および障害者自立支援法の指定を受けた医療機関で実施される顎離断手術などを担当する歯科医師または医師の十分な連携のもと行われる必要があり、治療に関する記録は、それぞれの歯科医師または医師が保管すること。

- 歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料を算定する場合は、歯科矯正、動的装置、マルチブラケット法および保定の開始の区別を記載し、それぞれ最初に算定した年月日および前回歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料を算定した年月日を記載する。

### 3 歯科矯正管理料

300点

保険医療材料を含む

- ① 計画的な歯科矯正管理（歯と顎の変化および移動の把握ならびにそれに基づいた治療計画の点検および修正）を継続して行った場合であって、「療養上必要な指導」を行ったときまたは経過模型による歯の移動等の管理（経過模型を製作し、過去に製作した経過模型と対比し、歯の移動等を把握すること）を行ったときに算定する。
- ② 「療養上必要な指導」とは、歯科矯正診断料の規定する治療計画書に基づいた矯正装置の取り扱い、口腔内衛生、栄養、日常生活その他療養上必要な指導をいう。療養上必要な指導を行った場合には、患者の症状の経過に応じて既に行われた指導等の評価およびそれに基づいて行った指導の内容の要点をカルテに記載する。
- ③ 初診料を算定した月の翌月以後に算定する。
- ④ 同一の患者につき1カ月以内に歯科矯正管理料を算定すべき管理を2回以上行った場合においては、歯科矯正管理料は1回とし、第1回の管理を行ったときに算定する。
- ⑤ 治療計画書が作成されていない場合および当該保険医療機関において歯科矯正的治療が行われていない場合には、歯科矯正管理料は算定できない。
- ⑥ 再診が電話等により行われた場合にあっては、歯科矯正管理料は算定できない。
- ⑦ 歯科矯正管理を行った場合に使用した経過模型、口腔内写真、顔面写真等の用は、歯科矯正管理料に含まれる。
- ⑧ 保定における保定装置の調整の費用は、歯科矯正管理料に含まれる。

## レセプト記載

### 4 歯科矯正セファログラム(一連につき) 300点

- ⑨ 歯科矯正管理を受けている患者に対して歯科口腔衛生指導料，歯科特定疾患療養管理料または歯周疾患指導管理料を算定すべき指導を行った場合における当該指導の費用は，歯科矯正管理料に含まれるので算定できない。
- 歯科矯正管理料を算定する場合は，算定した年月日と動的処置またはマルチブラケット法の開始の年月日を記載する。
- ① 歯科矯正セファログラムとは，焦点と被写体の中心およびフィルム面が常に一定の距離を保持し，かつエックス線の主線が両耳桿の延長線に対して，0度，90度または45度に保てる規格の機器を用いたものをいう。  
なお，常に一定の距離とは，個々の患者につき，焦点と被写体の中心およびフィルム面の距離が経年的に一定であることをいう。
- ② 一連とは，側貌，前後像，斜位像等の撮影を全て含む。
- ③ 歯科矯正セファログラムと同時に歯科エックス線撮影または歯科パノラマ断層撮影を行った場合は，当該診断料は所定点数の50/100で算定する。
- ④ 歯科矯正セファログラムに用いたフィルムおよびデジタル映像化処理に係る費用は，所定点数に含まれ別に算定できない。

### 5 模型調整 (1組につき)

印象採得料，咬合採得料および保険医療材料料を含む

#### 1. 平行模型 500点

- ① 平行模型は咬合平面が水平になるように製作したときに，顎態模型は眼耳平面を基準として顎顔面頭蓋との関係を明らかにした模型を製作したときに算定する。
- ② 顎態模型を調製した場合は，200点を加算する。
- ③ 平行模型は，歯科矯正を開始したとき，動的処置を開始したとき，マルチブラケット法を開始したとき，顎離断等の手術を終了したときおよび保定を開始したとき，各々につき1回限り算定する。

## 2. 予測模型 300点

- ① 予測模型は、歯および顎の移動後の咬合状態の予測を模型上に表したもので予測歯1歯につき60点を加算する。
- ② 予測模型は、歯科矯正の治療においてダイナミックポジショナーおよびスプリングテーナーを製作した場合には各々につき1回算定する。なお、歯科矯正を開始したときまたは動的処置を開始したときはいずれかについて1回限り算定するものとし、顎離断等の手術を開始したときも1回に限り算定する。
- ③ 作成した模型は保定期間を含む一連の治療が終了した日の月の翌月初日から3年間を保存期間とする。

### レセプト記載

- 予測模型を算定する場合には、予測歯数を記載すること。

## 6 動的処置

(1口腔1回につき)

保険医療材料料を

含む

- ① 治療計画書および力系に関するチャートに基づき、矯正装置に用いた主線、弾線、スクリュー等の調整ならびに床の削除および添加により、歯および顎の移動・拡大等を計画的に行うものをいう。

- ② 動的処置の開始の日またはマルチブラケット法の開始の日から起算して2年以内に行った場合。

- 同月内の1回目 250点 同月内の2回目以降 100点

- ③ 動的処置の開始の日またはマルチブラケット法の開始の日から起算して2年を越えた後に行った場合。

- 同月内の1回目 200点 同月内の2回目以降 100点

- ④ 動的処置は、装置の装着費用を算定した月はその費用に含まれ、別に算定できない。また、保定装置の使用期間中においても算定できない。なお、同月内における装置の装着と日を異にして行った動的処置は、同月内の1回目として行う。

### レセプト記載

- 動的処置を算定する場合は、動的処置を算定した年月日と動的処置またはマルチブラケット法の開始の年月日および同月内における算定の回数を記載すること。

# 【動的処置】

## 〔ケース1〕

動的処置開始日

動的処置 250点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆但し、装置装着時には、算定できない。

2年経過時

動的処置 200点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆年数制限なし

マルチブラケット法開始日

動的処置 250点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆但し、装置装着時には、算定できない。

2年経過時

動的処置 200点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆年数制限なし

保定装置使用時

動的処置算定不可

## 〔ケース2〕

動的処置開始日

動的処置 250点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆但し、装置装着時には、算定できない。

2年経過せず

マルチブラケット法開始日

動的処置 250点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆但し、装置装着時には、算定できない。

2年経過時

動的処置 200点（同月内の1回目）  
100点（同月内の2回目以降）

☆年数制限なし

保定装置使用時

動的処置算定不可

## 7 印象採得料

(1装置につき)

保険医療材料料含む

### 1. マルチブラケット装置

40点

### 2. その他の装置

#### a 印象採得が簡単なもの

143点

#### b 印象採得が困難なもの

265点

#### c 印象採得が著しく困難なもの

400点

### 3. 双線弧線装置を使用して歯科矯正を行う場合

#### レセプト記載

## 8 咬合採得料

(1装置につき)

保険医療材料料を含む

### 1. 簡単なもの 100点

- ① 床装置、アクチバートル (FKO) 等装置ごとに算定するものである。
  - ② マルチブラケット装置の印象採得をステップⅠ、ステップⅡ、ステップⅢ、ステップⅣの各ステップにつき1回限り算定するものである。
  - ③ aは先天性異常が軟組織に局限している場合。
  - ④ bは先天性異常が硬組織におよぶ場合もしくは顎変形症の場合である。硬組織に及ぶ場合とは、先天性異常として骨の欠損および癒合不全、著しい顎の過成長および劣成長を伴うものをいう。
  - ⑤ cは先天性異常が硬組織に及ぶ場合もしくは顎変形症の場合であって前後または側方の顎の狭窄を伴うため顎の拡大の必要がある場合または残孔の状態にある場合。
  - ⑥ リトラクターまたはプロトラクターを製作するために顎顔面の採型を行った場合は、『印象採得が著しく困難なもの400点』を算定する。
- ① 1回目の装置。  
(マルチブラケット法の準用)  
印象採得…40点、装着料…400点、装置料…250点
  - ② 2回目以降の装置は装着料250点のみの算定で印象採得料、装着料は算定不可。なお、装置装着のフォースシステム加算400点については算定できる。
- 歯科矯正における印象採得・咬合採得・床装置・リングルアーチおよび鉤を算定する場合は、「簡単」、「困難」、「著しく困難」または「複雑」等の区別を記載する。
- ① 歯科矯正における咬合採得は、床装置、アクチバートル (FKO) 等装置ごとに算定する。
  - ② マルチブラケット装置の場合は、算定できない。



2. 困難なもの 200点

3. 構成咬合 400点

9 装 着

1. 装置(1装置につき)

- ③ 咬合採得の困難なものに該当するものは、先天性異常が硬組織に及ぶ場合もしくは顎変形症の場合であって前後または側法の顎の狭窄を伴うため顎の拡大の必要がある場合である。
- ④ 構成咬合は、アクチバトール、ダイナミックポジショナーの製作のために筋の機能を賦活し、その装置が有効に働き得る咬合状態を採得するものである。
- ① 装置の装置料は、マルチブラケット装置を除き、第1回目の装着時のみ算定できる。
- ② 矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対し、その内容を説明した上で、文書により情報提供を行った場合は、400点を加算する。
- ③ フォースシステムとは、歯および顎の移動に関して負荷する矯正力の計画を立てることであり、力系に関するチャートとは、フォースシステムをもとにした矯正装置の選択および設計のチャートである。
- ④ フォースシステムに係るチャートはカルテに添付する。
- ⑤ 患者に交付した文書の写しをカルテに添付すること。
- ⑥ 患者に交付する文書は、矯正装置に必要なフォースシステムの分析作成を行い、病名、症状、力系に関するチャート、治療装置の名称および設計、保険医療機関名、指導を行った歯科医師名を記載したものをいう。
- ⑦ 歯科矯正管理料を算定する場合は、カルテに口腔内の状況、力系に関するチャート、治療装置の名称および設計等を記載すること。
- ① 患者が自由に着脱できる床装置、アクチバトール、リトラクター等である。
- ② メタルリテーナーを除いた保定装置の製作に当たって、フォースシステムを行った場合であっても、フォースシステムの費用は算定できない。

可撤式装置 300点

+400点加算

## 固定式装置

400点

+400点加算

- ① 患者が自由に着脱できないリングルアーチ、マルチブラケット装置、ポータータイプの拡大装置等である。
- ② 固定式装置の帯環およびダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。
- ③ マルチブラケット装着料は、各ステップにつき1回限り算定する。
- ④ ポータータイプまたはスケルトンタイプの拡大装置に使用する帯環の装着料は、装置の装着料に含まれる。
- ⑤ マルチブラケット装置の装着時の結紮料は、装着料に含まれる。

## 2. 帯環（1個につき）

80点

## 3. ダイレクトボンド ブラケット

（1個につき）100点

- ダイレクトボンドブラケットにはエナメルエッチング料およびブラケットボンド料を含む。

## 10 装着の保険医療材 料料

### 1. 帯環（1個につき）

- 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16点
- 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点
- 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4点

- ① 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、接着性セメントおよびグラスアイオノマー系レジンセメントをいう。
- ② 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、グラスアイオノマーセメント（接着用）、接着性複合レジンセメントをいう。
- ③ 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメントおよび仮着用セメントをいう。

### 2. ダイレクトボンドブ ラケット（1個につき）

- ダイレクトボンド用ボンディング材料 8点

11 撤去（1個につき）

保険医療材料料を含む

1. 帯環 30点

レセプト記載

2. ダイレクトボンドブ

ラケット 60点

12 セパレイティング

（1ヵ所につき）

40点

保険医療材料料を含む

クラウディングの歯  
の隣接面削除

40点（1～9歯）

60点（10歯以上）

13 結紮（1顎1回に

つき） 50点

① ポータータイプの拡大装置の撤去の費用は、同装置を最終的に撤去する場合に1回に限り帯環数に応じて算定する。

○ 装置を撤去した場合は、撤去の費用が算定できない場合であっても、撤去した装置の名称を記載する。

○ セパレイティングとは、帯環を調製装着するため歯間を離開させることをいい、相隣接する2歯間の接触面を1ヵ所として算定する。なお、これに使用した真鍮線等の撤去に要する費用は、所定点数に含まれる。

○ クラウディング（叢生）について、唇・顎・口蓋裂に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣接面の削除を行った場合は、咬合調整の40点、60点により算定する。

① マルチブラケット装置において結紮を行った場合にのみ算定する。ただし、マルチブラケット装置装着時の結紮は装置装着料に含まれるので算定できない。

② 結紮線の除去費用および保険医療材料料は含まれる。

## 2. 矯正装置

### 1) 床装置

(1装置につき)

1. 簡単なもの 1,500点

① 簡単なものは顎の狭窄を伴わない場合に装着する装置。

2. 複雑なもの 2,500点

② 複雑なものは前後または側方の顎の狭窄を伴う場合または残孔の状態にある場合に装着する装置。

### 2) リトラクター

(1装置につき)

2,000点

スライディングプレート +1,500点

① リトラクターに該当するものは、マンディブラリトラクターおよびマキシラリリトラクター。

② スライディングプレートを製作した場合は、所定点数に1,500点（保険医療材料料等を含む）を加算する。なお、製作のために行う印象採得、咬合採得、保険医療材料料等の費用は含まれる。

### 3) プロトラクター

(1装置につき)

2,000点

① プロトラクターに該当するものは、ホーンタイプ、フレームタイプおよびフェイスボウタイプの装置である。

### 4) 拡大装置

(1装置につき)

2,500点

① プレートタイプ、ポータータイプ、インナーボウタイプおよびスケルトンタイプの拡大装置。

② スケルトンタイプの場合は、所定点数に500点を加算する。

### 5) アクチバトール

(FKO)(1装置につき)

3,000点

① アクチバトールおよびダイナミックポジショナー。

### 6) リンガルアーチ

(1装置につき)

① リンガルアーチおよびレビアルアーチ（唇側弧線装置）

② リンガルアーチにおいて、主線の前歯部分のみを再製作し、ろう着した場合、200点を算定する。

1. 簡単なもの 1,500点

③ 簡単なものは顎の狭窄を伴わない場合に装着する装置。

2. 複雑なもの 2,500点

④ 複雑なものは、前後または側方の顎の狭窄を伴う場合または残孔の状態にある場合に装着する装置。

## 7) マルチブラケット装置

(1 装置につき)

① マルチブラケット装置とは、帯環およびダイレクトボンドブラケットを除いたアーチワイヤーをいう。

② ステップが進んだ場合には、前のステップに戻って算定することができない。

### ○ステップⅠ

主としてレベリングを行うもの

- 3 装置目までの場合 600点
- 4 装置目以降の場合 250点

### ○ステップⅡ

主として直径0.014-0.016インチのワイヤーを用いた前歯部の歯科矯正または犬歯のリトラクションを行うもの。

- 2 装置目までの場合 800点
- 3 装置目以降の場合 250点

### ○ステップⅢ

主として直径0.016-0.018インチのワイヤーまたは角ワイヤーを用いた側方歯部の歯科矯正を行うもの。

- 2 装置目までの場合 1,000点
- 3 装置目以降の場合 300点

### ○ステップⅣ

主として直径0.016-0.018インチあるいはそれ以上のワイヤーまたは角ワイヤーを用いた臼歯部の歯科矯正および歯列弓全体の最終的な歯科矯正を行うもの。

- 2 装置目までの場合 1,200点
- 3 装置目以降の場合 300点

③ セクショナルアーチを行う場合の1回目の装置の印象採得は、マルチブラケット装置の40点、装着は固定式装置装着の400点および装置はマルチブラケット装置4装置目以降に掲げる所定点数250点により算定し、2回目以降の装置についても4装置目以降の250点のみの算定をする。なお、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し患者への文書提供を行った場合は400点を加算できる。

マルチブラケット装置を算定する場合は、ステップ名およびそのステップにおける回数を記載する。

8) 矯正装置の保険医療材料

① 床装置（1装置につき）	15点
② リトラクター（1装置につき）	1,129点
③ プロトラクター（1装置につき）	1,174点
④ 拡大装置（1装置につき）	
● 床拡大装置	127点
● ポータータイプ（装着材料との合計により算定する）	14点
● スケレトンタイプ（装着材料との合計により算定する）	500点
⑤ アクチバトール（FKO）	
● アクチバトール	19点
● ダイナミックポジショナー	40点
⑥ リンガルアーチ	223点
⑦ マルチブラケット装置（1装置につき）	
● 矯正用線（丸型）	21点
● 矯正用線（角型）	13点
● 矯正用線（特殊丸型）	22点
● 矯正用線（特殊角型）	22点
● 超弾性矯正用線（丸型および角型）	26点

### 3. 保 定 装 置

1) 保定装置 (1装置につき)

1. プレートタイプリテーナー 1,500点

2. メタルリテーナー 6,800点

3. スプリングリテーナー 1,500点

4. リンガルアーチ 1,500点

5. リンガルバー 2,500点

6. ツースポジショナー 3,000点

保定装置の1.および2.の人工歯科

- ① 保定装置とは、動的処置の終了後、移動させた歯および顎を一定期間同位置に保持する装置をいう。
- ② 動的処置に使用した矯正装置をそのまま保定装置として使用した場合には、保定装置の費用は算定できない。
- ③ 1.は人工歯を使用して製作した費用を含む。  
保険医療材料料は1装置につき15点+人工歯料
- ④ 2.は前後または側方の顎の狭窄を伴うため顎の拡大を行った後の保定を維持する場合であって、メタルリテーナーを使用する必要性がある場合に限って算定する。また、鉤等の費用、人工歯を使用して製作した場合の費用を含む。  
保険医療材料料は1装置につき108点+人工歯料
- ⑤ 3.は保険医療材料料は1装置につき14点
- ⑥ 4.は保険医療材料料は1装置につき223点
- ⑦ 5.はリンガルバーおよびパラタルバーを使用する装置である。  
不銹鋼・特殊鋼は1装置につき49点
- ⑧ 6.は保険医療材料料は1装置につき40点

片側の場合	レジン歯	前歯用	13点	臼歯用	13点
	陶 歯	前歯用	90点	臼歯用	48点
両側の場合	レジン歯	前歯用	27点	臼歯用	27点
	陶 歯	前歯用	179点	臼歯用	97点

## 4. そ の 他

### 1) 鉤 (1個につき)

1. 簡単なもの 90点

2. 複雑なもの (アダムス鉤) 160点

2) 帯環 (1個につき) 200点

3) ダイレクトボンド  
ブラケット (1個  
につき) 200点

4) フック  
(1個につき) 70点

5) 弾線 (1本につき) 160点

6) トルキングアーチ  
(1本につき) 350点

- メタルリテーナーに使用した場合を除く。

鉤の保険医療材料料 (1個につき)	
簡単なもの	不銹鋼・特殊鋼 8点
困難なもの	不銹鋼・特殊鋼 15点

- 帯環製作の場合、ろう着の費用は、所定点数に含まれているが、帯環にチューブ、ブラケット等をろう着する場合は、矯正用ろう着 (1箇所につき) 60点を算定する。

帯環の保険医療材料料 (1個につき)	
帯環のみ	●切歯 17点
	●大歯・臼歯 18点
ブラケット付帯環	●切歯 35点
	●犬歯・臼歯 36点
チューブ付帯環	●臼歯 60点

- ダイレクトボンド用ブラケットの保険医療材料料 (1個につき) 29点

- ① ろう着の費用および保険医療材料料を含む。

- ② リンガルボタン、クリーク、フック等であるが、チューブに付随していて新たなろう着の必要のないものは、算定できない。

- 弾線をリンガルアーチ等に用いるためにろう着を行った場合は、矯正用ろう着 (1カ所につき) 60点を算定する。

弾線の保険医療材料料 (1本につき) 5点

- トルキングアーチについては、装着、結紮等の費用は別に算定できない。  
トルキングアーチの保険医療材料料 (1本につき) 24点



7) 附加装置 (1箇所につき) 保険医療材料料を含む

- ① パワーチェーン 20点
- ② コイルスプリング 20点
- ③ ピグテイル 20点
- ④ アップライトスプリング 40点
- ⑤ エラスティック 20点

⑥ 附加装置には、保険医療材料料等の費用および交換用のエラスティックスの費用を含む。

⑦ 超弾性コイルスプリングを用いて顎間または顎内固定を行った場合は1ヵ所・1個につき② (20点) と④ (40点) を合算した点数を算定する。

8) 矯正用ろう着 (1箇所につき) 60点 保険医療材料料を含む

- 通常のろう着、自在ろう着、電気熔接である。  
なお、チューブ、ブラケット等を電気熔接する場合には、1個につき1ヵ所として算定する。

9) 床装置修理 (1装置につき) 200点 保険医療材料料 (人工歯料を除く) を含む

- 床装置の破損等の場合であるが、床装置において動的処置の段階で床の添加に要する費用は、動的処置に含まれる。

## 5. 特定保険医療材料料

- ① 使用材料の購入価格を10円で除して得た点数。
- ② 使用材料の購入価格は、別に厚生労働大臣が定める。

(改正 平成18年 3月 厚生労働省告示第96号)

品 名	単 位	材 料 価 格 (円)
歯科矯正用帯環 切歯用	1 個	173
歯科矯正用帯環 犬歯用及び臼歯用	1 個	182
帯環用ブラケット	1 個	179
ダイレクトボンド用ブラケット	1 個	286
チューブ	1 個	422
S T ロック	1 個	2,038
スクリュー 床用	1 個	1,265
スクリュー スケルトン用	1 個	5,000
トラクションバンド	1 個	309
ネックストラップ	1 個	200
ヘッドギア リトラクター用	1 個	7,432
ヘッドギア プロトラクター用	1 個	9,782
チンキャップ リトラクター用	1 個	3,345
チンキャップ プロトラクター用	1 個	1,954
フェイスボウ	1 個	738
矯正用線 (丸型)	1 本	424
矯正用線 (角型)	1 本	261
矯正用線 (特殊丸型)	1 本	432
矯正用線 (特殊角型)	1 本	432
超弾性矯正用線 (丸型及び角型)	1 本	527
歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用 (JISマーク表示品)	1 cm	22
歯科鑄造用ニッケルクロム合金 床用	1 g	38
歯科用コバルトクロム合金線 鉤用 (JISマーク表示品)	1 cm	16
歯科用コバルトクロム合金線 バー用 (JISマーク表示品)	1 cm	67
歯科鑄造用コバルトクロム合金 床用	1 g	28
歯科用ステンレス鋼線 鉤用 (JISマーク表示品)	1 cm	9
歯科用ステンレス鋼線 バー用 (JISマーク表示品)	1 cm	18
陶歯 前歯用 (真空焼成歯)	6 本 1 組	1,793
陶歯 臼歯用 (真空焼成歯)	8 本 1 組	966
レジン歯前歯用 (JISマーク表示品)	6 本 1 組	269
レジン歯臼歯用 (JISマーク表示品)	8 本 1 組	269
義歯床用アクリリック樹脂 (粉末JISマーク表示品)	1 g	5
義歯床用アクリリック樹脂 (液JISマーク表示品)	1 ml	4
歯科用合着・接着材料Ⅰ (粉末・液)	1 g	441
歯科用合着・接着材料Ⅱ (粉末・液)	1 g	103
歯科用合着・接着材料Ⅲ (粉末・液)	1 g	24
ダイレクトボンド用ボンディング材	1 g	900
シリコン樹脂	1 g	16
超弾性コイルスプリング	1 個	450